

7月1日付けで、島田しのぶ氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。今後3年間、市民の皆さんの人権を守るために活躍をさせていただきます。

【問合せ】秘書広報課 広報係 ☎ 551・1529

人権擁護委員の委嘱について

6月1日から30日までの間に福生モラロジー事務所ほか4名の方(匿名)から7万円のご寄附をいただきました。寄附金はご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。 (平成25年度累計12件・24万531円)

【問合せ】契約管財課 管財係 ☎ 551・1535

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

市役所等の閉庁のお知らせ

▼七夕まつりのため、次の時間帯は駐車場を閉鎖します。
【日時】8月9日(金)午後5時15分～11日(日)終日まで
【問合せ】契約管財課 管財係 ☎ 551・1535

▼8月10日(土)は七夕まつりのため、市役所を閉庁します。
【問合せ】企画調整課 企画調整担当 ☎ 551・1528

7月21日(日)は参議院議員選挙の投票日です

【投票日】7月21日(日)
【投票時間】午前7時～午後8時
【投票場所】市内各投票所
＜期日前投票：投票日当日、投票に行けない人＞
【投票期間】7月5日(金)～20日(土)
【投票時間】午前8時30分～午後8時
【投票場所】市役所第二棟1階(郵便局側入口付近)
【必要なもの】入場整理券か本人の確認ができるもの
【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

8月の無料相談		【問合せ】秘書広報課 広報係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く		
相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	7日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報係へ。
登記相談	1日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)			
法律相談	2日(金)・14日(水)・21日(水)・28日(水)			
交通事故相談	15日(木)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報係へ。相談日以外は東京都都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	16日(金)			
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課 介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課 産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	22日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談(☎ 552・5027 福祉センター)、教育相談(直通 ☎ 551・7700)

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

総合窓口課からのお知らせ

市内に住民登録をしている方は、住所変更の際に必ず届出を!

▼市内に転入・入国したときは
ほかの市区町村から引っ越してきた方・海外から日本に入国した方は、住み始めてから14日以内に転入の届出が必要です。国内での引っ越しの場合、転出証明書が必要です(前住所の市区町村で交付を受けてください)。海外からの入国の場合は、パスポート・戸籍謄本・在留カード等が必要です。

▼市外へ転出するときは
ほかの市区町村または海外へ引っ越しする方は、転出の届出が必要です。国内での引っ越しの場合、転出届をした際に転出証明書をお渡しします(海外へ転出の場合は、転出証明書は発行されません)。この転出証明書を持って新住所地で転入手続きをしてください。

▼市内で転居したときは
新しい住所に住み始めてから14

日以内に転居の届出が必要です。

▼届出に必要なもの
転入・転出・転居の届出には運転免許証、在留カード、特別永住者証明書(または外国人登録証)等の本人確認書類が必要になります。

住民票コード通知書は届きましたか?
7月8日から外国人住民への住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始され、外国人住民の方に住民票コード通知書を送付しました。送付した住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に必要な場合がありますので、大切に保管してください。

公的個人認証サービスの停止について
機器保守のため7月29日(月)・30日(火)は公的個人認証サービスが停止します。そのため電子証明書の発行等が行えません。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

後期高齢医療だより

▼後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました
平成24年中の所得に基づき算定された平成25年度の保険料の決定通知書をお送りしました。

4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

＜保険料＞被保険者一人ひとりが納めます。保険料は2年ごとに見直され、原則、東京都内では均一です。※保険料に関する通知は、市から被保険者の方に送付します。

＜保険料の決め方＞ 保険料年額(限度額55万円)
(均等割額) 被保険者1人当たり40,100円
(所得割額) 賦課のもととなる所得金額×8.19%

＜保険料の軽減措置＞ 後期高齢者医療制度加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方は所得割額が無料となり、均等割額も9割軽減されます。

＜保険料の納め方＞ 納付方法は、原則、介護保険料と同様に年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)で個別に納めてください。 ※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、しばらく普通徴収となります。事情により保険料の納付が困難な場合は、早めに市の担当窓口にご相談ください。

■保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます
【手続き方法】市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係窓口へお越しください。金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きはできますが、「年金からの引き落とし」中止は後期高齢医療係の窓口で申請をしないと中止ができません。 ※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをしたときは、「ご本人控え」を後期高齢医療係の窓口へお持ちいただき年金天引き中止の手続きをしてください(年金天引き中止には、次回支給月の前々月の初日までの手続きが必要です)。

■社会保険料控除について
後期高齢者医療制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料の控除対象となります。年金引き落としの方は、被保険者に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、保険料をお支払いいただいた口座名義の方に適用されます。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

年金だより

▼障害基礎年金を受けている方は「現況届」の提出を忘れずに!
次の①・②に該当する方に、青梅年金事務所から平成25年6月末に現況届が郵送されました。

① 20歳前の病気やけがによる障害基礎年金を受けている方
② 障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届出は、8月から翌年7月までの年金の受給

を決定する大切な手続きです。必要事項を記入のうえ、7月31日(水)までに保険年金課保険年金係へ提出してください(〒197-8501 福生市本町5番地 保険年金課への郵送も可)。 ※受給は所得制限がありますので、前年の所得の調査をします。平成25年1月2日以降に福生市に転入された方は、平成24年中の所得を証明する書類を提出してください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

国保だより

▼国民健康保険限度額適用認定証の更新
国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は7月31日(水)です。8月以降の認定証は、被保険者証と印鑑を持参のうえ7月22日(月)以降に保険年金課保険年金係窓口で申請をしてください。

▼ジェネリック医薬品に関するお知らせを送付します
ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間満了後に同等の品質で製造販売される低価格の薬です。現在服用している先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知を、設定条件に該当した方を対象に7月下旬に発送します。通知を受け取られた方は、薬の切替えの参考としてご活用ください。

▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ
現在お持ちの高齢受給者証(対象は70歳以上75歳未満)の有効期限は7月31日(水)までです。8月1日以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行ったうえで、7月中旬に簡易書留で送付します。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640